

審査基準

令和4年2月1日作成

法令名：警備業法
根拠条項：第23条第5項において準用する第22条第6項
処分の概要：合格証明書の再交付
原権者：岐阜県公安委員会
法令の定め： 警備員等の検定等に関する規則第15条第3項、第4項及び第5項（合格証明書の再交付の申請）
審査基準： 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：合格証明書の交付を受けた警察署の生活安全課
問合せ先：岐阜県警察本部生活安全部生活安全総務課営業係(電話058-271-2424) 合格証明書の交付を受けた警察署の生活安全課
備考：